第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

一般社団法人京都社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2022022 SK2021178 SK2021179

③施設の情報

名称：京都府立淇陽学校		種別：児童自立支援施設
代表者氏名：髙尾浩之		定員（利用人数）：55 名（18 名）
所在地：京都府南丹市園部町栄町 3-71		
TEL：0771-62-0062		ホームページ： https://www.pref.kyoto.jp/kiyo/
【施設の概要】		
開設年月日 1913 年 6 月		
経営法人・設置主体（法人名等）：京都府		
職員数	常勤職員：19 名	非常勤職員：7 名
有資格 職員数	社会福祉士：2 名	保育士：2 名
	教員：4 名	養護教諭：2 名
	精神保健福祉士：1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）14 室（4 寮舎）	
	（設備等）本館、教室棟、炊事棟、陶芸室、工作棟、運動場、体育館、プール、畑、職員公舎、校長公舎	

④理念・基本方針

淇陽学校は、児童福祉法第４４条の規定により、京都府が設置する児童自立支援施設で、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。近年、子どもをとりまく環境の変化は大きく、児童虐待の増加、いじめ、不登校・ひきこもりなど、子どもをめぐる問題は一層深刻化しており、社会的支援を必要とする子どもの範囲が拡大し、かつ複雑多様化する傾向にあります。淇陽学校は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもの基本的人権を尊重し、子どもの最善の利益を常に考慮して、健康な心身の育成を図りながら、「他者を尊重し共に生きること」、「自分を大切にすること」、「考えて

対処すること」、「基本的な生活を営むこと」、「自分らしく生きること」ができるようになることを目標として、子どもの自立を支援します。そのために、なごやかな家庭的な雰囲気のある寮舎を中心に、「枠のある生活」の中で、職員と子どもの信頼関係を基に、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に包まれ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てるような施設づくりに向けて、職員が一丸となって、努力します。

（基本方針）

基本理念に基づき、「児童自立支援施設運営指針」（平成２４年３月２９日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえて、以下の基本事項を遵守し、施設を運営します。

１　寮舎体制は、家庭的な雰囲気のもと、入所児童（以下「児童」という。）と職員の継続的かつ、濃厚な心理的な接触を基盤とするなどの家庭機能を提供することを支援の基本とするため、「小舎夫婦制」を原則とします。

２　児童の権利擁護の観点に立ち、日常の各種指導を進めることとします。施設長の懲戒権の濫用は、施設長自身はもとより、施設長が職員に逸脱した指示を行うことも含め、当然あってはならないことであり、また、職員の児童に対する体罰や児童福祉法第３３条の１０及び第３３条の１１に規定する虐待及び心身に有害な影響を及ぼす行為は法律により禁止されており、いかなる事情があろうとも容認しません。

３　児童の自立支援を進めるにあたっては、個々の児童が抱えている問題の背景や要因を的確に把握して策定した児童自立支援計画に基づき、生活支援・学習支援・作業支援を総合的に実施することにより、目標の達成を図っていきます。

４　学習支援については、平成２７年４月から、児童福祉法第４８条の規定により、南丹市立桜が丘中学校及び南丹市立園部小学校分教室（以下「施設内の学校」という。）により、学校教育が実施されることから、これまで淇陽学校で行われてきた実践を大切にしながら、施設職員と教員の連携を密にして、個に応じた支援により、児童の学力向上を図ります。

５　中学卒業児であって、高等学校進学、就職等の如何にかかわらず、施設から直接に社会への自立が求められるものについては、地域の社会資源の開拓等の分野も視野に入れ、特段の支援計画を策定し、その達成を図ります。

６　児童の一日も早い問題性の改善を図っていくため、児童の自立支援計画に基づき、児童相談所はもとより、家庭、原籍校、家庭裁判所等と密接な連携を保ち、理解と協力が得られるよう常に積極的な努力を行います。

７　児童の進路については、児童の意向を尊重しながら、保護者、児童相談所、原籍校と協議し、施設内の学校と密接に連携しながら、その方向性をできるだけ早期に定めるよう努力します。

８　保護者や関係機関と連携し、児童に対するアフターケアに継続的に取り組むよう努めます。

９　各種行事の実施については、その意義・目的を職員が十分に認識するとともに、施設内の学校の理解と協力を得て、連携をとりながら、児童の各々が施設外の自然、

社会、物的・人的交流などの面において視野を拡大できるよう全校あげて積極的に取り組むこととします。

10 児童がひとりの人間として尊重され、適切な支援・援助が提供できるよう、児童の意見・意思が表明でき、それを考慮した援助活動のできる関係性の構築と環境づくりに努めます。

11 児童の自立支援事業の専門機関の職員として、それぞれの専門的な資質を高めると同時に、日頃から自己の研鑽に努め、あらゆる研修の機会に積極的に参画していくこととします。

⑤施設の特徴的な取組

恵まれた自然環境と、小舎夫婦制のなごやかな愛情に満ちた家庭的な雰囲気のもとで、児童が健全な心身と人間に対する信頼を回復し、希望と自信をもって社会に巣立っていけるように支援しています。平成 27 年 4 月より、学校教育を導入し、学習支援の充実を図っています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 5 年 9 月 14 日（契約日） ～ 令和 6 年 3 月 19 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 2 年度

⑦総評

淇陽学校は、大正２年６月、園部町に設立され、少年教護法上の少年教護院、児童福祉法上の教護院を経て、平成１０年４月、同法の改正により、児童自立支援施設となり、現在に至っています。保護者の適切な監護が得られず、家庭や地域、学校等で問題行動のある児童や、家庭環境その他の理由により生活指導を要する児童を受け入れています。現在においても、小舎夫婦制を維持し、子どもたちは、家庭的な雰囲気の中で生活、学習、作業等の支援を受けています。敷地は自然に囲まれており、田畑での作業等、自然とのふれあいのなかで収穫の喜びを体験したり、マラソン、水泳などの活動を取り入れるなど、出来るだけ子どもたちの希望を取り入れた支援を行っています。

◇特に評価の高い点

〇子どもの特性等に応じた個別的な支援の充実

被虐待、発達障害、性加害など、様々な背景や、特性を持つ子どもが増加しているなかで、施設においても画一的な支援ではなく、より個別的な支援が求められています。そこで、子どもたちの状況を十分に把握するために、心理職の協力のもとで、できるだけ詳細にアセスメントを実施したり、日常生活等の記録を丁寧に取るようにし、職員間の情報共有を図っています。また、児童精神科医と連携したり、心理職を含めた体制のもとで、その専門性を活かしたいわゆるオーダーメイドの自立支援計画を策定

し、その後のモニタリングを実施するなど、それぞれの子どもにあった支援を心がけています。

〇小舎夫婦制による家庭的な生活

近年では、例えば被虐待児等のケアに対応するため、特定の大人と安定した関係をつくる愛着の修復・再形成のための家庭的支援や治療的養育、そのための環境がますます必要とされています。通勤職員が交代で勤務するいわゆる交代制の施設が増えているなかで、本施設では、小舎夫婦制が維持され、様々な境遇をもつ子どもたちに対して、家庭的な生活を提供しています。これにより非行の改善、虐待によるトラウマ治療を含め、愛着や発達の障害を持つ子どものケアが図られています。

〇子ども中心の支援について

子どもたちの思いや希望を大切にし、寮担当が参加しない子どもたちの会議を設定したり、毎月生活アンケートを実施し、管理者等と面談をするなど、様々な方法で子どもが意見を表明できる機会を設け、子どもを権利行使の主体者として、相互交流における合意、納得を基本にした支援が行われています。

◇改善が望まれる点

〇マニュアルの整備

子どもたちへの支援は、その都度、経験に裏打ちされた臨機応変な対応が求められることも事実ですが、それぞれ異なる経験を持つ支援者が、様々な場面において適切な支援をするためには、標準的なマニュアルの整備が必要と考えます。また、そのマニュアルは日々の支援のなかで、これに即した内容となるよう、定期的に見直しを重ねていくことが重要で、これを後から確認できることが大切です。これまでから、マニュアル整備を進めておられますが、未だ不十分なところや、定期的な見直しが確認できないものがありましたので、一度マニュアルについて整理して、不足するものを整備したり、見直しの時期、方法を定めることを検討されてはいかがでしょうか。

〇支援の質の向上に向けた取組みについて

週１回の職員全体会議や毎日のミーティングにおいて日々の課題を共有し、支援の質の向上に向けた取り組みを実践しておられますが、年１回は定められた評価基準に基づいた自己評価を実施することで、施設全体の諸課題が整理され、より支援の質を高めることが可能になるものと考えます。できる限り、自己評価を実施し、支援の質の向上に繋げることを期待します。

〇事業計画の策定

「淇陽学校の課題と将来像」や「京都府立淇陽学校運営方針」により、施設の課題と毎年の運営方針を整理していますが、現状においては、淇陽学校独自の事業計画は策定していないとのことです。施設独自の中長期計画を策定し、中長期計画達成の為に単年度の事業計画を立てたうえで、それぞれの進捗を定期的に評価し、その見直しを

しながら施設課題を明らかにし、その改善を図る取り組みがなされることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

受審結果において高い評価を受けた点については、評価に甘んじることなく一層の取り組みを進めるとともに、事業計画の策定、支援の質の向上への組織的・計画的な取組、マニュアルの整備等の改善が必要な点については、順次改善に向け検討を図ることにより、質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

引き続き、児童自立支援施設の本旨である子どもたちに対する家庭的養護の提供に向け学校教育との連携を密にしながら、自立支援に向けて一層努力してまいりたいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（別紙）

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ　支援の基本方針と組織

Ⅰ—1　理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ—1—（1）—①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉 理念・基本方針はホームページに掲載しています。職員に対しては、年度初めの職員全体会議で周知しています。保護者や子どもに対しては、これが記載されたパンフレットや「淇陽学校で生活するあなたへ」（権利擁護）、「淇陽学校で生活する君たちに」（決まり）という小冊子を配布し、周知しています。		

Ⅰ—2　経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ—2—（1）—①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉 全国児童自立支援協議会に参加し、社会福祉事業全体の動向や、ニーズに関する情報を取得しています。児童養護施設とも連絡を取り合い、社会的養護の現場や、具体的なニーズに関する情報共有をしています。		
3	Ⅰ—2—（1）—②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉 週１回の職員全体会議において、常勤心理職の確保の必要性等の人事の課題や施設老朽化の課題などについて、意見を出し合い、情報共有をしています。また定期的に、京都府に対して、設備の整備、人材育成などの課題について報告・要望をしています。		

Ⅰ—３　事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ—３—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ—３—（１）—①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・[b]・c
〈コメント〉 「淇陽学校の課題と将来像」により、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしていますが、これに向けた具体的な数値目標の設定は十分ではありません。		
5	Ⅰ—３—（１）—②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・[b]・c
〈コメント〉 「京都府立淇陽学校運営方針」を毎年策定し、ホームページに掲載しています。しかし、具体的な数値目標の設定は十分ではありません。		
Ⅰ—３—（２）事業計画が適切に策定されている。		
6	Ⅰ—３—（２）—①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・[b]・c
〈コメント〉 「京都府立淇陽学校運営方針」は、週１回の職員全体会議などにより、職員等の意見の集約・反映のもとで策定しています。しかし、事業計画の評価や見直しの手順が定められていません。		
7	Ⅰ—３—（２）—②　事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・[b]・c
〈コメント〉 「京都府立淇陽学校運営方針」はホームページに掲載していますが、事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料をは作成しておらず、保護者会等での周知はなされていません。		

Ⅰ—４　支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
Ⅰ—４—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	Ⅰ—４—（１）—①　支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・[b]・c
〈コメント〉 週１回の職員全体会議や毎日のミーティングで、支援内容が報告され、これを評価し、支援の質の向上に繋げています。定期的に第三者評価を受審していますが、年１回以上の自己評価は行っていません。		
9	Ⅰ—４—（１）—②　評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・[b]・c

〈コメント〉 週１回の職員全体会議や、毎日のミーティングのなかで、第三者評価の結果等を共有しています。評価結果に基づく改善の取組みを計画的に実施できていません。

評価対象Ⅱ　施設の運営管理

Ⅱ—１　施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—１—（１）—①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
〈コメント〉 「淇陽学校における事務分担表（詳細版）」において職務分掌において文書化しており、施設内の機関紙「杉の子新聞」で、年度初めに施設長の役割・責任などを掲載しています。また、「事故発生時の緊急連絡体制」において、不在時の権限委任等が明確化しています。		
11	Ⅱ—１—（１）—②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 施設長は、国立武蔵野学院附属人材育成センターが実施する新任施設長研修や、全国児童自立支援施設協議会における児童福祉施設長研修会などに参加し、遵守すべき法令等を把握しています。職員は、弁護士によるコンプライアンス研修や年１回の権利擁護研修に参加しています。		
Ⅱ—１—（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—１—（２）　—①　支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
〈コメント〉 施設長は、週１回の職員全体会議で各寮舎の生活指導等の課題を把握し、改善のために取り組んでいます。職員は、国立武蔵野学院附属人材育成センターの新任研修、京都府職員の階層別研修、全国児童自立支援施設協議会や京都府社会福祉協議会の職員研修のほか、施設内の権利擁護研修などを通じて支援の質の向上を図っています。		
13	Ⅱ—１—（２）—②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
〈コメント〉 施設長は、週１回の職員全体会議に参加し、職員からの業務に関する課題等の報告を受け、業務の実効性の向上に向けて、人員配置や職場環境を分析しています。また把握した課題について京都府本庁へ報告し、必要な人材や施設環境等の改善に取り組んでいます。		

Ⅱ—２　福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—２—（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—２—（１）—①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉 施設に必要な人材の確保、人事管理等は京都府が行っています。施設長は、定期的に必要な人員体制、運営体制を報告しているほか、常勤の心理職の配置など、具体的な人員体制の課題に関する要望をしています。		
15	Ⅱ—２—（１）—②　総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
〈コメント〉 京都府人事考課システムに基づき、人事管理が行われています。また年２回、職員と個別面接を実施し、職員の意向・意見などを聞き取り、これを評価、分析し、処遇の改善策を検討しています。		
Ⅱ—２—（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—２—（２）—①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉 子どもの処遇の問題、休みの取り方などの労務問題については、指導課長や副施設長が職員の相談窓口となり、責任者である施設長との間で情報共有しています。施設長自身も、職員との定期的な面談の中で、職員の目標管理のほか、職員の就業状況や、意向を把握し、働きやすい職場となるよう、心がけています。		
Ⅱ—２—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—２—（３）—①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 「京都府立淇陽学校の基本理念及び基本方針」のなかで、期待する職員像について明確にし、これをふまえて年２回、職員面談を実施しています。職員は、前期面談時には「目標達成努力調書」、後期面談時には「目標達成努力調書」、「職務行動評価」を作成することになっており、これをもとに、目標の進捗状況及び達成度の確認をしています。		
18	Ⅱ—２—（３）—②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉 京都府職員の階層別研修、京都府社会福祉協議会の研修、国立武蔵野学院附属人材育成センターの自立支援施設職員研修などの研修プログラムに参加しています。「全国・近畿職員研修参加状況」などで研修受講履歴を把握しています。		

19	Ⅱ—2—（3）—③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c

〈コメント〉
「全国・近畿職員研修参加状況」などで研修履修を把握し、職員一人ひとりが、スキル等に見合った研修に参加できるようにしています。近年は、被虐待、発達障害、性加害などの事案などの事案が増加傾向にあるので、このような課題に適切に対応するため、これらに関わる研修に、積極的に参加するよう促しています。

Ⅱ—2—（4）実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	Ⅱ—2—（4）—①　実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c

〈コメント〉
実習指導者は、実習指導者講習会を修了しています。社会福祉士の実習について、実習受入マニュアルを作成していますが、そのほかの実習については、マニュアルの整備を進めているところです。

Ⅱ—3　運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c

〈コメント〉
ホームページに理念や基本方針、第三者評価の受審結果、施設での行事などを掲載しています。機関紙「杉の子新聞」を毎月、児童相談所、京都府庁、南丹市など関係機関に送付しています。

22	Ⅱ—3—（1）—②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c

〈コメント〉
施設長により、経理・財務管理等等が適切に整備され、事務・経理・取引等を行っています。定期的に京都府監査委員事務局による監査や、南丹市会計室による検査指導を受けており、指摘事項の改善を図っています。

Ⅱ—4　地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c

〈コメント〉
地域の夏祭りなどで太鼓演奏をしたり、地域住民の方とともに、清掃係や草引きなどをしています。地域との関わりについて基本的な考え方を文書化していません。

24	Ⅱ—４—（１）—②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
〈コメント〉 施設での各種行事や児童の学習支援のために、京都 BBS 連盟から学生ボランティアの受入れを行っています。京都 BBS 連盟のボランティアには、「淇陽学校活動への参加について」というマニュアルを用いて、施設特性やボランティア参加時の注意事項等の事前説明を行っています。 ボランティア受入れ及び地域の学校教育等への協力などについての基本姿勢は明文化していません。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
〈コメント〉 児童相談所、京都府教育委員会、南丹市教育委員会などと定期的に連絡会等を行っています。職員室に当該施設の関係機関・団体についての連絡先を一覧化したリストを設置しています。京都少年鑑別所と連携してソーシャルスキルトレーニングの実施や京都光華大学と連携したマインドフルネスの研究をしています。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉 児童相談所、京都府教育委員会、南丹市教育委員会などと連携し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。地域住民に対する相談事業などは行っていません。		
27	Ⅱ—４—（３）—②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉 地区更生保護女性会からの依頼を受け、児童支援についての講演を行っています。南丹市人権教育・啓発推進協議会に参画し、南丹市人権研修で施設長が講師をするなど、児童支援を通じたノウハウを地域に還元しています。把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を計画等で明示していません。		

評価対象Ⅲ　適切な支援の実施

Ⅲ—１　子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—①　子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 理念、基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示しています。厚生労働省が		

策定した「児童自立支援ハンドブック」に基づき、子どもを尊重した支援を実施しています。第三者委員が定期的に子ども一人ひとりと面談を行い、子どもの状況について施設に報告しています。		
29	Ⅲ—１—（１）—②　子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉 パブリックスペースとプライベートスペースを分けることで、子どものプライバシーを守れるように配慮しています。入浴についても集団ではなく、個別に入浴できるよう時間を調整しています。行事等における子どもの写真を厳重に取り扱うなど、プライバシーに配慮した支援を行っていますが、プライバシー保護についての規程やマニュアルはありません。		
Ⅲ—１—（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—①　子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉 ホームページに理念や基本方針、これまでの第三者評価の結果などを掲載しています。また、施設見学時に写真やイラストを多く取り入れたパンフレットや資料を用いて、子どもや保護者の理解を深められるような取り組みをしています。		
31	Ⅲ—１—（２）—②　支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉 子どもには、入所時に「淇陽学校で生活するあなたへ」（権利擁護）、「淇陽学校で生活する君たちに」（決まり）という小冊子を配布し、施設が行う支援等について説明しています。入所時には保護者や子どもに対して、支援についての意見や要望を丁寧に聴取しています。		
32	Ⅲ—１—（２）—③　支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 子どもの退所時には「退所調書」を作成し、支援の継続に配慮した引継ぎを行っています。子どもや保護者に対しては、今後の担当連絡先などを記載した文書として、「アフターケアのご案内」「アフターケアの流れ」を交付しています。退所後の関わりについては「事後指導報告書」で詳細にまとめています。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 毎月、子どもに対して生活アンケートを実施し、施設長、副施設長が子どもと面談をしています。年３回、第三者委員が子ども一人ひとりと面談を行い、その結果を施設に報告しています。子どもたちからの意見をもとに、具体的な取組を行っています。		

Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉 入所時に施設案内の小冊子「淇陽学校で生活するあなたへ」を子どもに配布し、意見箱の設置、第三者委員等の活用について説明をしています。施設長、副施設長が毎月、子どもとの面談を実施し、施設に対する要望や苦情などの聞き取りを行っています。事案によっては、苦情内容に関する検討内容や解決結果について、施設内に掲示をすることもありますが、一般に公開はしていません。		
35	Ⅲ—１—（４）—②　子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉 「意見箱」 の設置や、第三者委員の活用など、施設に対する意見を述べるための複数の方法を、入所時に配布する小冊子「淇陽学校で生活するあなたへ」により周知しています。施設長や副施設長、第三者委員との定期的な面談の際には、他の人に聞かれないように、スペース確保等の環境に配慮しています。		
36	Ⅲ—１—（４）—③　子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉 職員は日々の支援のなかで、子どもの相談に応じています。また、毎月の生活アンケートや施設長・副施設長との面談で把握した内容、意見箱にあった意見・要望に対しても、迅速に対応しています。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルはありません。		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—①　安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉 事故発生時の対応については「事故発生時の対応ポイント」などで対応手順を記載し、「事故発生時の緊急連絡体制」で連絡フローも明示しています。子どもの安心と安全を脅かす事例については、寮担当者が「寮指導報告書（事故報告）」「寮対応報告書」でまとめ、全体会議で共有しています。事故防止策等の実効性については、定期的な評価・見直しが出来ていません。		
38	Ⅲ—１—（５）—②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 「感染症対策マニュアル」に責任や役割を明確にした管理体制を明記しています。新型コロナウイルス対策については、感染症対策委員会が様々な予防措置を講じるとともに、南丹保健所に依頼し、防護服の脱着実習などの職員研修会を実施しています。手洗い、手指消毒等の標準予防策の徹底、寮と学校で毎日、検温等の健康チェックを実施しています。		

39	Ⅲ—１—（５）—③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉 施設全体で防災訓練を年２回し、休日や深夜等に実施する緊急防災訓練については、寮単位で実施しています。事業継続計画（BCP）は確認できませんでした。		

Ⅲ—２　支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—①　支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉 「京都府立淇陽学校支援規定集」の「自立支援について」の中にある「生活指導のとりきめ」「寮舎での生活指導の確認事項」「寮指導について」などの文書により、標準的な支援の実施方法を定めており、これを全体会議等で確認し、職員に周知しています。プライバシー保護に関わる事項は明示していません。		
41	Ⅲ—２—（１）—②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉 支援の標準的な実施方法については、職員全体会議において随時見直し等がなされています。しかし、実施方法の検証や見直しに関する時期や方法などの定めが確認できませんでした。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉 寮担当者、心理職、学校担任等が参加し、アセスメントや自立支援計画の作成等に関する協議をしています。支援困難ケースについては、 大学教授などの有識者とも連携してケース検討を実施しています。		
43	Ⅲ—２—（２）—②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉 6か月に１回、寮担当者、心理職、学校担任等が参加し、自立支援計画の評価、見直しを実施しています。自立支援計画が見直された場合には関係職員と情報共有し、それぞれの子どもに応じた適切な支援となるよう努めています。		
Ⅲ—２—（３）支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—①　子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c

〈コメント〉 日々の子どもに関する支援の実施状況を寮担当が記録し、毎週の全体会議で全部署への情報共有を図っています。1カ月ごとに、一人ひとりの面会記録・通院記録・特記事項等の情報をまとめる機会を持ち、必要な情報をすぐに確認できるように記録を整理しています。パソコンのネットワークシステムを活用し、情報共有できる仕組みを整備しています。		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉 京都府文書規程や淇陽学校の「文書分類及び保存年数」に基づいて、子どもに関する記録を管理しています。入所時に子どもや、家族等にも、個人情報の取扱いについて丁寧に説明しています。		

内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉 子どもの権利擁護については自立支援施設運営ハンドブックをもとに、規程・マニュアルを整備し職員に周知しています。子どもたちに対しては校長、副校長の個別面談を毎月実施したり、寮担当以外の職員が各寮を訪問し、権利侵害の防止、早期発見に努めています。		
A②	A—1—（1）—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・b・c
〈コメント〉 子どもの行動制限等については規程に則って行われ、実施した際には報告書をまとめ、職員間で共有を図っています。また、指導内容については担当の児童相談所へ報告しています。		
A③	A—1—（1）—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c

〈コメント〉 子どもたちが入所の際に、「淇陽学校で生活するあなたへ」を配布し、権利について説明しています。定期的に校長、副校長との面談や、寮担当を除いた子どもたちの会（ＭＩＡ会）の場で権利について理解を深めるように説明を行っています。職員に対しては、「児童自立支援施設運営指針」を基に新人研修を行ったり、外部講師を招き権利擁護やトラウマインフォームドケア等の研修を行っています。		
Ａ―１―（２）被措置児童等虐待の防止等		
Ａ④	Ａ―１―（２）―①　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・[b]・c
〈コメント〉 不適切な関わりについては、厚生労働省より発表される事例をもとに職員へ周知しています。子どもたちの情報についてもケース記録に残し、全職員で情報を共有するようにしています。子どもたちにも不適切な事案が発生した場合の対応について校長より説明していますが、具体的な例を示すまでにはなっていません。また、不適切なかかわりがあった場合の対応方法が明文化出来ていません。		
Ａ―１―（３）子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
Ａ⑤	Ａ―１―（３）―①　子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	[a]・b・c
〈コメント〉 子どもの主体性については、自分たちが主体的に取り組めるようにＭＩＡ会を月に一回開催し、役割分担を決めています。社会体験学習についても子どもたちの意見を尊重し決定しています。		
Ａ⑥	Ａ―１―（４）―①　子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・[b]・c
〈コメント〉 退所後の支援については、児童相談所が中心となって対応していますが、退所後電話や手紙で関わりを持ち、依頼があれば寮舎宿泊等の受け入れを実施しています。施設の立地や特性上、通所支援は実施していません。		

Ａ―２　支援の質の確保

Ａ―２―（１）支援の基本		
Ａ⑦	Ａ―２―（１）―①　子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	[a]・b・c
〈コメント〉 小舎夫婦性で家庭的な雰囲気の中、大切にされている体験を積み重ね自己肯定感を取り戻す支援をしています。また、心理面での支援が必要な子どもが増えている事もあり、ＰＴＳＤなどの研修を積極的に実施し全職員が対応出来るようにしています。		

A⑧	A—2—（1）—②　子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
〈コメント〉 新しく入所する子どもには、その都度生活上のルールを全員で確認しています。月１回の外出、外食の際には社会的ルールを習得する機会としています。		
A⑨	A—2—（1）—③　自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 加害行為に対する支援については、個々の問題、課題を全職員に周知し、対応については、全体会議の前段階の職員ミーティングのなかで検討をしています。		
A—2—（2）食生活		
A⑩	A—2—（2）—①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉 食事は寮単位で団らんの場として一緒にとり、準備や片付けなど役割を担ってもらっています。クリスマスや節分等季節料理や一人ひとりの誕生日会を開催し、子どもたちを大切にしているという想いを醸成しています。		
A—2—（3）日常生活等の支援		
A⑪	A—2—（3）—①　衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉 衣類については、寮担当が中心となって支援を行っています。洗濯やボタン付け等を子どもたちにも担ってもらい衣習慣の習得を支援しています。衣類の購入についても子どもたちの好みを尊重し、購入支援を行っています。		
A⑫	A—2—（3）—②　居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
〈コメント〉 それぞれの子どものスペースにベッド、整理タンスを備え付けています。リビング・ダイニングを広く確保し、自分の居場所を確保出来るようにしています。また、感染症が発生した場合には、別室を用意し、個別に対応しています。		
A⑬	A—2—（3）—③　スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a・b・c
〈コメント〉 男子は野球、女子はバレーボール、駅伝等年間を通じて積極的に運動を取り入れています。また、太鼓や陶芸等も行い文化活動に触れる機会も確保し、個人としての達成感やチームワークを体感する事で、心身の育成が図れるように支援しています。		

A—2—（4）健康管理		
A⑭	A—2—（4）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	[a]・b・c
〈コメント〉 健康管理については養護教諭を配置し、定期健康診断や日々の健康状態の把握等行い、医療機関と連携を図っています。また、コロナ対策の職員研修を実施したり、感染症に関する対応マニュアルを作成しています。		
A⑮	A—2—（4）—② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	[a]・b・c
〈コメント〉 生活習慣が身についていない子どもが多い事から、日々の生活の中で生活習慣を身につけることが出来るよう支援しています。また、歯科治療も出来ていない子どももおり、在籍中に完治するよう支援しています。基本的な疾病や病気に対する知識や対処方法は日々の生活やクラブ活動の際に教えています。		
A—2—（5）性に関する教育		
A⑯	A—2—（5）—① 性に関する教育の機会を設けている。	a・[b]・c
〈コメント〉 性に関しては、多職種職員で構成された性教育対応チームを設置し、「性教育＝生（生きる）教育」として子どもたちが学習する機会を設けています。職員は外部講師による研修を受けていますが、日頃から職員間で性教育について意見交換をするまでには至っていません。		
A—2—（6）行動上の問題に対しての対応		
A⑰	A—2—（6）—① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・[b]・c
〈コメント〉 施設内の子ども間の暴力やいじめに対しては、寮担当だけでは把握できない事もある為、複数の職員を配置して対応にあたっています。また、そのような状況になる前に、毎月実施される施設長、副施設長との面談で未然に発生を防ぐように努めています。問題の発生を未然に防ぐ為にも、子どもたちが生活するスペースには死角が出来ないような構造になっています。ただし、いじめについての対応マニュアルはありません。		
A⑱	A—2—（6）—② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	[a]・b・c
〈コメント〉 子どもの行動上の問題については、子どもの特性等を毎週の職員会議の場で情報の共有をしています。児童相談所と緊密に連携し、緊急事態への対応が円滑に進むようにしています。		
A—2—（7）心理的ケア		
A⑲	A—2—（7）—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	[a]・b・c

〈コメント〉 心理的ケアが必要な子どもに対しては心理面接を行い、自立支援計画に反映させています。また、児童精神科医が月２回往診し、カウンセリングを行っています。子どもの情報については週１回の全体会議で共有しています。		
Ａ―２―（８）学校教育、学習支援等		
Ａ⑳	Ａ―２―（８）―①　施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	[a]・b・c
〈コメント〉 平成 27 年より施設内に小学校、中学校の分校が開設し、情報も連携会議等を通じて共有しています。子どもの学習計画については学校側で作成し、連携をして支援しています。見直しについても学校と協議し行っています。		
Ａ㉑	Ａ―２―（８）―②　学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	[a]・b・c
〈コメント〉 子どもの学習に必要な補助教材は、施設で購入しています。希望する子どもには英語検定、漢字検定等の受験、高校受験等の模擬試験を受験しています。学習ボランティアでＢＢＳの学生を受入れ支援を受けています。		
Ａ㉒	Ａ―２―（８）―③　作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・[b]・c
〈コメント〉 中学生についてはチャレンジ体験学習を通じて職場体験をしています。また、班別作業で農業、山林土木、園芸等を行い、情操の育成が図れるように支援しています。職場体験に対する施設としての取り組みについて職員間の情報の共有は出来ていますが、規定を設けるまでには至っていません。		
Ａ㉓	Ａ―２―（８）―④　進路を自己決定できるよう支援している。	[a]・b・c
〈コメント〉 子どもの進路については学校が主に担当しています。子どもの意思を尊重し、学校、寮担当、保護者、原籍校、児童相談所等が協力し対応しています。		
Ａ―２―（９）親子関係の再構築支援等		
Ａ㉔	Ａ―２―（９）―①　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・[b]・c
〈コメント〉 親子関係再構築等の為に、寮担当者を中心に児童相談所と連携して支援を行っています。年３回帰省（一回最大 12 日間、概ね７日間）をさせ、家庭復帰に向けて支援を行っています。保護者等の養育力の向上に資するような取り組みは，実施していません。		
Ａ―２―（１０）通所による支援		
Ａ㉕	Ａ―２―（１０）―①　地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・[c]
〈コメント〉 通所支援は実施していません		